

各 位

会 社 名 日 本 風 力 開 発 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 塚 脇 正 幸
(コード番号 2766 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 小 田 耕 太 郎
(TEL : 03-3519-7250)

新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 20 年 6 月 27 日開催の取締役会において、新株式発行並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 15,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 22 条に規定される方式により、平成 20 年 7 月 7 日（月）から平成 20 年 7 月 10 日（木）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 37 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。
また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募 集 方 法 一般募集とし、三菱UFJ証券株式会社及び日興シティグループ証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 22 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 平成 20 年 7 月 11 日（金）から平成 20 年 7 月 14 日（月）まで。
なお、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 20 年 7 月 8 日（火）から平成 20 年 7 月 9 日（水）までとなる。
- (7) 払 込 期 日 平成 20 年 7 月 14 日（月）から平成 20 年 7 月 17 日（木）までの間のいずれかの日。すなわち上記(6)に記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は、平成 20 年 7 月 14 日（月）となる。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 塚脇正幸に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご 注 意 : この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,000株
- (2) 売出人及び売出株式数 鬼頭 萬太郎 1,000株
- (3) 売 出 価 格 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第22条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (4) 売 出 方 法 三菱UFJ証券株式会社（以下「売出しにおける引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から売出しにおける引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 塚脇正幸に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。一般募集が中止となる場合、本売出しも中止する。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 2,000株
なお、売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受による売出しにおける発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人及び売出株式数 三菱UFJ証券株式会社 2,000株
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、三菱UFJ証券株式会社が当社株主から2,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 塚脇正幸に一任する。
- (9) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。一般募集及び引受人の買取引受による売出しが中止となる場合、本売出しも中止する。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1.を参照のこと。）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 2,000株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第37条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとする。
また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先及び割当株式数 三菱UFJ証券株式会社 2,000株
- (5) 申込期間（申込期日） 平成20年7月29日（火）
- (6) 払込期日 平成20年7月30日（水）
- (7) 申込株数単位 1株
- (8) 上記（5）に記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を取止める。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 塚脇正幸に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。一般募集及び引受人の買取引受による売出しが中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。

以上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社である三菱UFJ証券株式会社から2,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、2,000株を上限としており、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

これに関連して、三菱UFJ証券株式会社が上記当社株主より借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成20年6月27日（金）開催の取締役会において、三菱UFJ証券株式会社を割当先とする当社普通株式2,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を平成20年7月30日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

また、三菱UFJ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成20年7月28日（月）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。三菱UFJ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UFJ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UFJ証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、三菱UFJ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の公募増資の実施による発行済株式総数の推移

(1)	現在の発行済株式総数	111,213株	(平成20年6月27日現在)
(2)	公募増資による増加株式数	15,000株	
(3)	公募増資後の発行済株式総数	126,213株	
(4)	第三者割当増資による増加株式数	2,000株	(注)
(5)	第三者割当増資後の発行済株式総数	128,213株	(注)

(注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」のとおり変更する可能性があります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の公募増資による手取概算額 5,993,750,000 円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限 800,900,000 円と合わせ、手取概算額合計上限 6,794,650,000 円について、子会社の設備投資資金に 3,300,000,000 円、残額を子会社への投融資資金に充当する予定であります。

なお、当社の重要な設備の新設等の計画は、平成 20 年 6 月 27 日現在、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類 別セグメント の名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完成	
二又風力開発(株)	青森県 北上郡 六ヶ所村	売電事業	風力発電 設備	22,235,555	18,575,224	自己資金、 借入金及び 増資資金	平成 18 年 12 月	平成 20 年 5 月	51,000 kw
珠洲風力開発(株) (第 2)	石川県 珠洲市	売電事業	風力発電 設備	7,320,000	6,669,000	自己資金及 び借入金	平成 19 年 3 月	平成 21 年 3 月	30,000 kw
平生風力開発(株)	山口県 熊毛郡 平生町	売電事業	風力発電 設備	2,318,000	1,338,000	自己資金及 び借入金	平成 19 年 2 月	平成 21 年 3 月	9,000 kw
鴨川風力開発(株) (拡張)	千葉県 鴨川市	売電事業	風力発電 設備	820,006	475,535	自己資金及 び借入金	平成 18 年 9 月	平成 20 年 12 月	3,000 kw
館山風力開発(株) (館山風力発電 所)	千葉県 館山市	売電事業	風力発電 設備	512,197	—	自己資金及 び借入金	平成 19 年 8 月	平成 21 年 3 月	2,000 kw

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の調達資金による今期の業績見通しに変更はありませんが、上記 3. (1) に記載の使途に調達資金を充当することにより、業容拡大、収益力の向上及び財務体質の強化を見込んでおります。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、利益配分につきましては、従来以上に積極的に風力発電所建設を行う計画であることから、風力発電所建設に必要な設備資金と風力発電事業における収支のバランスを勘案し、内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

当社は年 1 回の期末配当を行うことを基本方針としております。この剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。なお、当社は「取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、競合他社との普遍的な要素となる「好立地の開拓」と我が国における風力発電市場拡大の阻害要因である「系統問題への技術的対応」といった当社グループが当面注力すべき課題に対応するために有効投資してまいりたいと考えております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況（連結ベース）

	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
1株当たり当期純利益	3,913.33円	2,614.74円	6,403.68円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	1,500円 (-)	1,500円 (-)	1,800円 (-)
実績配当性向	38.3%	57.4%	28.1%
自己資本当期純利益率	5.3%	3.4%	7.2%
純資産配当率	2.0%	2.0%	2.1%

(注) 1. 実績配当性向は、当該決算期の1株当たり年間配当金を1株当たり当期純利益で除した数値です。

2. 自己資本当期純利益率は、平成18年3月期については、当該決算期の当期純利益を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であり、平成19年3月期及び平成20年3月期については、当該決算期の当期純利益を自己資本（期首自己資本と期末自己資本の平均）で除した数値です。

3. 純資産配当率は、平成18年3月期については、当該決算期の年間配当金総額を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であり、平成19年3月期及び平成20年3月期については、当該決算期の普通株式に係る1株当たり年間配当金を1株当たり純資産（期首1株当たり純資産と期末1株当たり純資産の平均）で除した数値です。

5. その他

(1) 販売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定並びに会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。なお、今回の増資後の発行済株式総数の上限（前記<ご参考>2.（注）を参照のこと）に対する下記の新株式発行予定残数の比率は2.30%となる見込みです。

ストックオプションの状況(平成20年6月26日現在)

株主総会決議日	新株予約権の目的 となる株式の数（残数）	行使時の払込金額	行使期間
平成14年7月22日	288株	66,667円	自 平成16年7月26日 至 平成24年7月22日
平成15年6月23日	585株	275,298円	自 平成17年7月26日 至 平成24年7月25日
平成16年6月28日	626株	193,885円	自 平成18年7月26日 至 平成26年6月27日
平成19年6月25日	1,455株	248,751円	自 平成21年7月11日 至 平成29年6月24日

(注) 平成20年6月27日開催の当社取締役会において決議された公募及び第三者割当による新株式発行により、新株予約権の行使時の払込金額は調整されることがあります。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況

① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

平成19年11月30日払込 第三者割当増資

発行株式数	12,590株
発行価額	1株につき223,000円
資本組入額	1株につき111,500円

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

② 過去3決算期間の株価の推移

	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
始値	229,000円	220,000円	300,000円	434,000円
高値	278,000円	307,000円	529,000円	480,000円
安値	198,000円	164,000円	185,000円	393,000円
終値	221,000円	292,000円	424,000円	428,000円
株価収益率	56.47倍	111.67倍	66.21倍	一倍

(注) 1. 平成21年3月期の株価については、平成20年6月26日現在で表示しております。

2. 株価収益率は、当該決算期末の株価(終値)を当該決算期間の1株当たり当期純利益(連結)で除した数値であります。なお、平成21年3月期については、未確定のため記載しておりません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、当社株主である鬼頭萬太郎及び塚脇正幸は、三菱UFJ証券株式会社に対し、当該募集及び売出しに係る引受契約の締結日に始まり、当該募集及び売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、三菱UFJ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の譲渡、貸出し等(ただし、引受人の買取引受による売出しを除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は三菱UFJ証券株式会社に対し、当該募集及び売出しに係る引受契約の締結日に始まり、当該募集及び売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、三菱UFJ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、譲渡、当社普通株式に転換可能もしくは交換可能な有価証券もしくは当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行または譲渡等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資、株式分割による当社普通株式の発行、吸収分割・株式交換及び合併による当社普通株式の発行または自己株式の移転、ストックオプションの行使による当社普通株式の発行または譲渡、等を除く。)を行わない旨合意しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。